

社会福祉施設等職員のための 退職共済制度

独立行政法人福祉医療機構 共済部長 並木 哲也

社会福祉施設職員等退職手当
共済制度(以下「退職共済制度」
という)は、昭和36年に社会福

祉事業の安定・発展に寄与する
ため、社会福祉施設や社会福祉
事業に従事する職員の待遇改善
策の一環として創設され、以来
57年にわたり延べ約192万人

の職員に退職金を支給してきま
した。

平成30年4月1日現在の退職
共済制度の契約事業者数は1万
7046件です。そのうち社会
福祉法人は1万6690件で、
福祉施設を運営する社会福祉法
人の約9割が加入しています。

対象となっている職員数は85万7705人で、近年、主に保育所で従事する保育士が増加傾向にあります。

退職共済制度の特徴は、財政方式が賦課方式で、その支給財源は国、都道府県、契約事業者の3者が負担し、職員個人の負担がないことです。

また、職員が転職や復職した場合でも共済加入期間を通算する仕組みがあり、共済加入期間が長いほど支給水準が高くなる

といった、福祉施設等の職員のために有用な制度になっています。

退職共済制度の運営については、政府のデジタル・ガバメント計画の推進を踏まえ、電子化を強力に推進しており、電子届出システムの機能を拡充させ、事務の効率化を進めています。契約事業者に対しては、電子届出システムの一層のご利用をお願いしているところです。

また、対象職員数が年々増加

しているところですが、管理コストが増加しないように、適正な合理化を図りながら、対象職員の皆さまの退職金を確実に支払えるよう事務の堅確化にも努めています。

あわせて、この退職共済制度を広く知っていただくために、施設経営者だけでなく対象職員やこれから福祉の仕事に従事しようとする学生も対象にした広報にも力を入れているところです。

退職共済制度の充実は、職員の給与改善や福利厚生への給付とあいまって、人材の確保と定着の一助となっています。

生産年齢人口が減少し、福祉を担う人材が不足するなか、福祉施設職員が将来設計を立てることができる当制度の重要性は増しています。

今後とも、都道府県社会福祉協議会や共済会等と連携し、よりよい制度運営を実施してまいります。